

市民フォーラム「税金！こつたらだ使い方でいいんだが！？」

～議会政務調査費・費用弁償、非常勤特別職員の月額報酬を考える～

アピール

私たちは、本日、新緑の風薫る青森県弘前市の地において、北海道、東北、新潟、栃木の地方議会の政務調査費・費用弁償、及び非常勤特別職員の月額報酬の実態、問題点及びあるべき姿を議論しました。

この点、実費ベースの10倍を超える交通費を得たり、宴会・デジカメ・週刊誌等の購入費用に充てられている政務調査費、議員が本来の職責である議会の会議、常任委員会などへ出席した際に支給される費用弁償、及び、月平均1日にも満たない勤務日数者に月額20万円を超える報酬が支払われるケースもあるなど非常勤特別職員の月額報酬等の実態等をみれば、各支給を基礎付ける具体的必要性・合理性も不明であり、いわば議員及び非常勤特別職員のお手盛り・既得権益化であると言わざるを得ません。

とりわけ、非常勤特別職員の月額報酬の問題は、具体的には、監査委員、選挙管理委員会、公安委員会、人事委員会、労働委員会等の非常勤職員に対する報酬問題であるところ、勤務実態に応じない高額な報酬であり、適正な公金支出の観点から重大な問題が存するにのみならず、非常勤職員にいわゆる『甘い椅子』を与える結果、行政側に有利な判断をさせる御用委員会となる危険性及びその疑いを払拭できない重大な問題を含むものです。

本日の討論を通じて私たちは、政務調査費、費用弁償の問題は『金額の多寡』にとどまるものではなく、『議会（議員）の本質』に直結するということを改めて確認するとともに、非常勤特別職員の月額報酬の問題は、行政に対する『住民の信頼』を失わせる制度的問題点を有することを確認しました。

以上をふまえ、私たちは、各自治体に、次の事項を求めるものです。

記

- 1 議会政務調査費・費用弁償につき、実費支給の原則を徹底し、政務調査費については、事後的検証に足るよう領収書・詳細な報告書等の支出事実を証する資料を保存すること
- 2 必要性・合理性が乏しい場合は議会政務調査費・費用弁償の支給を廃止するなど、継続的に必要性・合理性を検討すること
- 3 非常勤特別職員の月額報酬につき、
 - (1) その支出根拠を住民にきちんと説明すること
 - (2) 勤務日数に応じない報酬については日額制にするなど、勤務実態に応じない報酬を見直し改善すること
 - (3) 支給額を公開・説明し、透明性を確保すること

2009年6月6日

市民フォーラム参加者一同

北海道・東北市民オンブズマンネットワーク